

国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン（案）

平成 28 年〇月

目次

I. はじめに	14
1. 目的	14
2. 国土強靱化貢献団体、認証組織の定義	15
(1) 国土強靱化貢献団体	15
(2) 認証組織	15
II. 国土強靱化貢献団体の認証に関する具体的な仕組み	15
III. 認証組織の要件	15
(1) 中立、公平性、透明性	16
(2) 経験	16
(3) セミナー、シンポジウム等の機会の提供	16
(4) 国土強靱化に必要な仕組みの検討	16
IV. 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準	16
(1) 事業継続に係る方針が策定されている	16
(2) 事業継続のための分析・検討がされている	16
(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされている	16
(4) 一定レベルの事業継続計画（BCP）が策定されている	17
(5) 事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている	17
(6) 事前対策（施設の強化・装備品の確保等）が実施されている	17
(7) 教育・訓練を定期的実施し、必要な措置が取られている	17
(8) 事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している	17
(9) 法令及び法令に基づく命令その他法令に違反する重大な事実がない	17
(10) 行政との災害時応援協定を締結している	17
(11) 業界団体等を通じて行政との災害時応援協定に参画している	17
(12) ボランティア休暇制度等があり従業員が活動をしている	17
(13) 上記以外の社会貢献活動をしている	18
(14) その他留意事項	18
V. 認証組織と国土強靱化貢献団体の具体的関係	18
(1) 報告、調査等	18
(2) 認証の取消	18

I. はじめに

1. 目的

国土強靱化は、大規模自然災害等への備えを最悪の事態を念頭に置きつつ、平時から様々な政策分野での取組を通じ、いわば「国家百年の国づくり」として行うものである。いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保しておくことは、災害等から地域住民の生命・財産を守るのみならず、国・地方公共団体・民間事業者（企業・団体等）それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらし、もって、産業競争力・経済成長力を向上させ、中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

国土強靱化の取組を実効あるものとし、それにより我が国経済の中長期的に持続可能な成長を後押しするためには、国や地方公共団体のみならず、経済社会活動の担い手である民間事業者の普段からの取組・活動が極めて重要となる。国・地方公共団体と民間事業者との相互補完により、社会全体のレジリエンスの強化を進めていくことが重要である。

民間事業者の行う国土強靱化のための努力には自己の事業継続に関するものと社会貢献としてのものと考えられるが、いずれも実際に災害が起こってみなければその効果を図りがたいという性質があるため、平時から民間事業者側で積極的にそのために費用をかけることにモチベーションを感じにくいという問題がある。その点を克服するためには第三者による認証制度を設けることが有効と思われる。

民間事業者の事業継続の取組の評価については、現在でも国際標準であるISO 22301の認証制度があるが、この認証を取得した国内企業は2014年時点で200社となっている。また一方で、各種ガイドラインによる自己点検・自己認証を促す仕組みもみられるが、これらは逆に自己認証ゆえに認知度も低く、大きな広がりは見られていない。社会貢献活動に関しても、官民の様々な表彰制度がありその中でトップクラスの取組が評価されているのとどまっているのが現状である。

そこで、よりすそ野の広い認証制度の実現に向けた取組みを慫慂するため、「国土強靱化貢献団体認証に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という）を定め、認証を行う組織の要件、認証組織による貢献団体の認証の要件の考え方を示すこととした。本ガイドラインに基づくアプローチは、2年以内を目途に、実績や仕組みの有効性に関して検証を行い、必要に応じ、新しい対応を検討することとする。

2. 国土強靱化貢献団体、認証組織の定義

(1) 国土強靱化貢献団体

国土強靱化の推進について協賛し、その促進のため、一定レベルの自助（事業継続の取組）ないし社会貢献（共助の取組）を行っている事業者を国土強靱化貢献団体とする。

（２） 認証組織

国土強靱化貢献団体の認証及び認証を受けた団体に対して必要な情報提供等支援を行う組織を認証組織とする（具体的な要件は III 章参照）。

II. 国土強靱化貢献団体の認証に関する具体的な仕組み

認証組織は、本ガイドラインに基づき、国土強靱化貢献団体の認証を行う。

認証を受けた団体は、認証組織が定める「レジリエンス・マーク（仮称）」を商品、広告等に用いて「国土強靱化貢献団体」であることをPRできる。また、その他のインセンティブ措置を受けられる。

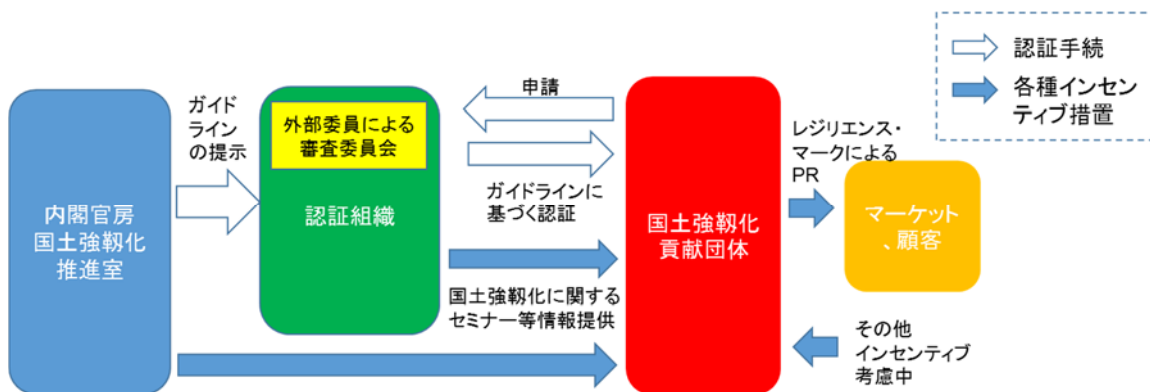


図 国土強靱化貢献団体認証と支援の仕組み

- *なお、認証を行う内容については、事業継続関係要件と社会貢献要件を併せて評価して一つの認証とするか、これらを別々に評価して別々の認証とするか、両者の得失を勘案して選択するものとする。
- *両者を別の認証とする場合は、それぞれをどのようなタイミングで制度を発足させるかもその得失を勘案して選択するものとする。

III. 認証組織の要件

(1) 中立、公平性、透明性

認証組織は、国土強靱化貢献団体の認証審査及び情報提供にあたり中立、公平性、及び透明性を担保すること。

(2) 経験

認証組織は、国土強靱化に関して政府と連携して施策に携わった経験を有すること。

(3) セミナー、シンポジウム等の機会の提供

国土の強靱化に関して有用なセミナー、シンポジウム等の機会を提供すること

(4) 国土強靱化に必要な仕組みの検討

国土の強靱化に関して関係者の連携の在り方等に関して検討し、自らが担う役割について政府と意見交換を行うこと

IV. 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準

国土強靱化貢献団体の認証は、下記の項目【事業継続関係】(1)～(9)の全てを満たすものとし、【社会貢献関係】については、項目を含め今後検討するものとする。

【事業継続関係】

(1) 事業継続に係る方針が策定されている

「企業全体に対して明らかにしている経営方針」に災害時等における事業継続に関する事項が含まれていること。

(2) 事業継続のための分析・検討がされている

事業影響度分析(どういった事態が起こると致命的になるか)及びリスク評価を行い、そのボトルネックとなる資源を把握している。

(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされている

事業継続のボトルネックとなる資源に対する戦略・対策が検討され、対応方針を決定している。

(4) 一定レベルの事業継続計画(BCP)が策定されている

不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した事業継続計画(BCP)が策定されている。

(5) 事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている

事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、必要に応じて改善のための見直しがきちんと行われている。

(6) 事前対策（施設の強化・装備品の確保等）が実施されている

重要施設・設備の耐震化、浸水対策、システム化等を含めた予防措置、自社職員等のための災害備蓄品・スペースの確保等事前対策が適切に行われている。

(7) 教育・訓練を定期的実施し、必要な措置が取られている

事業継続にかかる教育・訓練を定期的実施し、必要な措置がとられている。

(8) 事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している

事業継続に関する実務を2年以上積んだ実績がある者または民間の機関が発行する事業継続の管理に関する民間資格を保有する者が事業継続に関する事務を担当している。

(9) 法令及び法令に基づく命令その他法令に違反する重大な事実がない

国土強靱化に係る法令等に関して違反がない（大規模施設においては耐震診断がなされており、必要な対策が完了している等）

【社会貢献関係】

(10) 行政との災害時応援協定を締結している

災害時において地方公共団体等の活動（公助）を支援する各種協定（放送協定、報道協定、救急救護協定、輸送協定、災害復旧協定、物資協定等）を締結している。

(11) 業界団体等を通じて行政との災害時応援協定に参画している

災害時における国、都道府県、市町村等と災害時応援協定を結んでいる団体に参画し、活動の実績がある。

(12) ボランティア休暇制度等があり従業員が活動をしている

ボランティア休暇制度等が定められており、それを利用して実際に従業員等が被災地等で支援に当たった実績がある。

(13) 上記以外の社会貢献活動を実施している

上記の同等レベルの活動（災害時支援活動や、専門的人材の派遣、大規模な募金の実施等）を行い、かつ公開している。

【その他】

(14) その他留意事項

国土強靱化の取組を進め、国土強靱化の取組促進に積極的に協力すること。
認証組織が行う国土強靱化の推進に関する調査等に協力すること。 等

V. 認証組織と国土強靱化貢献団体の具体的関係

認証組織と認証を受けようとする国土強靱化貢献団体は、認証に際し下記に合意すること。

(1) 報告、調査等

認証組織は国土強靱化の推進に関わる業務の範囲において、国土強靱化貢献団体に報告を求めて、必要な調査を行い、その結果、体制の改善やその他必要な措置を求めることができる。

(2) 認証の取消

以下のいずれかの事項に該当したときは、認証組織は国土強靱化貢献団体の認証を取り消す。

- a) 認証の基準を満たさないことが判明した場合
- b) 認証に関わる認証組織の要請等に応じない場合
- c) その他、法令違反等を認めた場合、認証組織が認証の停止が相当と判断した場合

※ 認証の基準を満たさない等の具体的事例は下記の通り。

- ・ 申請書類に虚偽の内容があった場合。
- ・ 正当な理由なく、認証組織の調査に協力しない、もしくは虚偽の報告等を行う等。
- ・ 団体としての業務が行えない状態となったとき。

※ 認証組織は、認証の取消等にあたっては国土強靱化貢献団体と十分に意見交換を行った上で、対応すること。

以上